

第23日

令和4年9月22日（木）

午前10時零分開議

○議長（半田雄三君） これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

議事日程表をお開きください。本日の議事日程については、タブレットに掲載のとおりであります。御了承願います。

ここで、執行部から発言の訂正の申し出がっております。それでは6番佐々木議員の質疑に対する答弁の訂正について、これを許可します。市民環境部長。

○市民環境部長（中山貴可君） おはようございます。令和4年度朝倉市一般会計補正予算（第3号）のうち、2款総務費のマイナンバーカード申請促進事業費に対する佐々木議員の質問に対する答弁について、訂正をさせていただきます。

この事業につきましては、マイナポイント付与期間終了後の新規申請者に対してマイナンバーカードの普及向上のため、市独自の取り組みとしております。議案質疑のありました9月7日現在では、マイナポイント付与期間が9月末までになっておりましたので、答弁の中で10月1日以降の申請者に対しましてクオカードを進呈すると発言いたしておりましたが、先日9月20日に国からマイナポイントの付与期間を12月31日まで延長する旨の通知がありました。これにより、この事業の開始時期が付与期間終了後の令和5年1月1日以降となりますので御説明させていただき、訂正をさせていただきます。

○議長（半田雄三君） 市民環境部長の説明は終わりました。佐々木議員、よろしいですか。

以上で、6番佐々木議員に対する市民環境部の発言の訂正を終わります。

これより、追加議案の上程を行います。

市長提案理由説明書2、3をお開きください。

本日、市長から議案4件の送付を受けました。これらを一括上程し、まず市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） 皆様方には、連日の御審議、誠にありがとうございます。

ただいまから、本日、追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の概要を説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

まず、第69号議案令和4年度朝倉市一般会計補正予算（第4号）につきましては、肥料価格高騰の影響を受ける農業者に対して、高騰分の一部を速やかに支援するための経費について補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ3,240万円を追加し、予算総額を380億6,561万3,000円といたしました。また、歳出に伴う財源といたしまして繰入金3,240万円を計上いたしました。

最後に第70号議案から第72号議案までの人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、人権擁護委員の候補者に柴田裕隆、安武幸子及び梶原由紀子を選任することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決等いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(半田雄三君) 補足説明があれば、承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

議案考案のため、暫時休憩いたします。

午前10時5分休憩

午前10時9分再開

○議長(半田雄三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案書3をお開きください。

お諮りいたします。第70号議案から第72議案までの3件は関連がありますので一括議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第70号議案から第72号議案までの3件を一括議題といたします。

議案書2をお開きください。

これより追加議案の質疑を行います。質疑は申し合わせにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第69議案令和4年度朝倉市一般会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第70号議案人権擁護委員の候補者の推薦についてから、第72号議案人権擁護委員の候補者の推薦についてまでの3件を一括して議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上で、追加議案の質疑は終わりました。

次に、追加議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。第69号議案及び第70号議案から第72号議案の3件については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議あり

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。
議事進行上、暫時休憩いたします。

午前10時11分休憩

午前10時45分再開

○議長(半田雄三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

審査結果報告書をお開きください。委員会付託中の議案について、タブレットに掲載のとおり審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第60号議案ほか2件を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

(総務文教常任委員長 柴山恭子君登壇)

○総務文教常任委員長(柴山恭子君) ただいま議題となりました第60号議案ほか2件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告いたします。

まず、第60号議案朝倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本改正の主な内容は、まず、育児休業等の取得回数制限の緩和です。国の法改正により、同一の子について原則1回までであった育児休業の取得可能回数が2回までに拡大されました。これにより、特別の事情で2回目の育児休業を取得する際に義務づけていた育児休業取得計画書による申出を不要とするものです。

次に、非常勤職員の育児休業における取得要件を緩和するとともに、より柔軟な取得を可能とするものです。

改正前は、非常勤職員が子の出生後8週間以内の育児休業を取得する際、子が1歳6か月に達する日までの任期が見込まれる必要がありましたが、改正後は、子の出生日から8週間と6か月を経過する日までの任期が見込まれることで、取得が可能となります。

また、子が1歳に達する日の翌日以降に取得する育児休業について、改正前は、1歳または1歳6か月に到達日の翌日からの取得に限定されていましたが、改正後は、子の1歳到達日の翌日から配偶者が引き続き育児休業を取得している場合、配偶者の育児休業の途中からでも取得することが可能になります。

審査に当たりましては、取得できる育児休業の日数についてただしました。

執行部によりますと、正規職員で3年、所定の要件を満たす非常勤職員で原則1年6か月の期間内であれば取得日数の上限はなく、本人が申請した日数を取得することができるということです。

本委員会としましては、市職員の育児休業の取得要件の緩和及び柔軟化のための改正であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第61号議案朝倉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本改正の内容は、三奈木コミュニティセンターの位置を三奈木4206番地から三奈木4260番地6に変更するものです。工事中の三奈木コミュニティセンターの竣工予定は令和4年10月末で、新しいセンターでの業務開始は12月からとなる見込みです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第64号議案財産の取得についてです。

取得する財産は、第10分団及び第14分団の消防ポンプ自動車2台で、取得価格は4,498万340円です。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過と結論です。本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（半田雄三君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 柴山恭子君降壇）

○議長（半田雄三君） それでは、第60号議案朝倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第60号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第61号議案朝倉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第61号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第64号議案財産の取得についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第64号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第47号議案ほか5件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

（環境民生常任委員長 大庭きみ子君登壇）

○環境民生常任委員長（大庭きみ子君） ただいま議題となりました第47号議案ほか5件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第47号議案令和3年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

歳入歳出決算総額は606万1,000円です。本特別会計は、地域改善対策の一環として歴史的・社会的理由により生活環境の安定向上が阻害されている地域の環境整備・改善を図るため、住宅改修資金、宅地取得資金及び住宅新築資金に対する貸付事業を実施していたもので、現在は償還事務のみを行っています。

令和3年度の償還額は378万9,000円、貸付残金は8,811万1,000円で、累計償還率は95.4%です。今後の歳入不足に備え、基金積立てを行っており、令和3年度末時点の基金現在高は7,507万2,000円です。

審査に当たりましては、起債の償還見込みについてただしました。

執行部によりますと、最終償還期限は令和5年度であり、現在の決算状況においては繰上償還も可能であるとのことですが、しかし、起債償還に係る利子については、全額が県からの補助金交付がある一方、繰上償還に伴う事務手数料が発生することから、歳出抑制にはならないとのことですが、このため令和5年度を最終年とする当初の償還計画のとおり進

めているとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第49号議案令和3年度朝倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

本特別会計については、国民健康保険事業に係る事業勘定と朝倉診療所に係る直営診療施設勘定の2つの勘定が設定されているため、それぞれの勘定ごとに報告します。

まず、事業勘定についてです。歳入歳出差引額は1億7,341万7,000円の黒字決算となりました。この差引額には、翌年度の普通交付金返還見込額7,536万2,000円が含まれており、実質黒字額は9,805万5,000円の見込みです。

返還額確定後、最終的な黒字額については、朝倉市国民健康保険財政調整積立基金への積立てを予定しています。黒字の要因の一つに、県に納付する国民健康保険事業費納付金の財源である国民健康保険税について、県が算定した標準的収納率より実収納率が伸びたことにより、財源確保になったと考えられます。

なお、令和3年度の県の納付金算定時における医療費の推計では、新型コロナウイルス感染症拡大による受診控えを考慮して算定されたため、前年度より約8,688万3,000円減額となりました。さらに納付金の財源となる公費負担も増額となったことも財源確保につながっております。

被保険者数は、年度平均1万2,454人であり、前年度より121人減少しています。少子高齢化や社会保険適用拡大が影響していると考えられます。1人当たりの医療費は46万4,000円であり、前年度から3万3,000円増加しています。これは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による受診控えからの反動と考えられます。

また、前年度の収支差引額から普通交付金返還額を差し引いた1,034万3,000円を令和3年度より朝倉市国民健康保険財政調整積立基金として積立てを行いました。

審査に当たりましては、療養給付費における診療項目の分析についてただしました。

執行部によりますと、国保データシステムであるKDBシステムによる速報値では、入院においては精神、がん、循環器に関するものが上位を占めているとのことです。外来では、糖尿、高脂質などの内分泌、がん、循環器に関するものが上位を占めているとのことです。このような結果に基づき、医療費適正化に向けた事業に取り組んでいきたいとのことです。

また、朝倉市国民健康保険財政調整積立基金の目的についてもただしました。

執行部によりますと、国民健康保険事業費納付金の財源を目的としているとのことです。納付金の財源は国民健康保険税ですが、医療費総額が上昇すると納付金も上昇することになります。納付金が増え、現行税率では財源不足となる場合に、基金の取崩しを行い財源とすることで、保険税率の上昇を抑制したいとのことです。

次に、直営診療施設勘定についてです。

歳入歳出差引額は2,175万1,000円です。医療事務レセプトシステム及び電子カルテシステムの更新や検査機器等の購入により事務が効率化し、診断精度や衛生面の向上が図られました。

外来受診者数は1万4,908人、前年度から142名の減となっています。これはインフルエンザ予防接種者の減少によるものと考えられます。1日当たりの受診者数は約50.5人です。

また、総合健診受診者数は2,029人となっており、前年度と同数でした。

なお、直営診療所施設勘定財政調整基金の令和3年度末時点の基金現在高は2億6,775万5,000円で、施設整備や高額な医療機器の購入等に備えています。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第50号議案令和3年度朝倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

歳入歳出差引残高は2,847万8,000円です。この差引残高は、主に出納閉鎖期間中に収納した保険料であり、翌年度に福岡県後期高齢者医療広域連合に納めて精算するため、剰余金として積み上がることはありません。

被保険者数は、令和3年度末は9,463人となっており、前年度から136人増加しています。令和4年度以降も団塊の世代が順次後期高齢者に移行していくため、増加傾向になると思われます。後期高齢の保険料は8割が年金からの特別徴収となっており、普通徴収と合わせた現年度分の徴収率は99.9%となっております。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第51号議案令和3年度朝倉市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

歳入歳出差引額は2億212万2,000円です。介護保険制度において、市は要介護認定、保険給付、地域支援事業等を実施し、それに要する経費の半分は公費で負担し、残りを被保険者から徴収した原料で賄っています。

執行部の説明によりますと、まず令和4年3月31日現在の65歳以上、いわゆる第1号被保険者数は1万8,275人で、前年同期と比較し23人増加しているとのことです。

また、令和3年度中の要介護及び要支援認定申請者数は新規、変更及び更新を合わせて3,286人で、前年度と比較し412人増加しています。

高齢者人口が増加している中において、第1号被保険者の要介護認定者数は3,170人であり、前年度から63人減少しました。

また、認定率は17.34%と前年度と比較して微減です。これは、総合事業の充実や一体的事業の取組により、健康寿命の延伸を図ることができているためと考えられます。

次に、令和3年度の介護サービス給付費は53億5,636万1,000円で、前年度と比較し

4,538万7,000円増加しています。

主な要因としましては、介護報酬の改定や施設利用者が増えたことが考えられます。令和3年度朝倉市介護給付準備基金については取り崩すことなく、令和2年度の剰余金等7,271万6,000円を積み立てることができました。基金残高は6億6,597万円となり、将来の財源を確保することができました。

審査に当たりましては、要介護及び要支援認定の更新申請が前年度と比較し、406人増加していることについてただしました。

執行部によりますと、令和2年度から新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、施設等、面会が困難な場合において、臨時的な取扱いとして認定審査を行わなくても従来の有効期間を最大12か月延長できることとなりました。これにより、本来有効期間が36か月認定される人が12か月の認定期間となり、更新申請の回数が増加することになります。令和3年度、もともと更新が予定されていた対象者に、この有効期限が延長された対象者の更新申請が加わったことが増加要因とのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第57号議案令和4年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてです。

本件は、国民健康保険特別会計のうち直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に2,175万1,000円を追加し、予算の総額を3億116万8,000円とするものです。

補正内容は、歳入では、前年度からの繰越金を計上しています。歳出では、昭和48年に建設された朝倉診療所の施設整備計画を策定する業務委託料として300万円を計上し1,875万1,000円を財政調整基金に積み立てます。

委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第58号議案令和4年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてです。

本件は、歳入歳出予算の総額に2億212万1,000円を追加し、予算の総額を63億8,700万2,000円とするものです。

補正内容は、歳入では、前年度からの繰越金を計上しています。

歳出では、令和3年度介護給付費、地域支援事業費の確定に伴う国県及び支払基金への返還金1億516万4,000円を計上し、余剰分9,650万7,000円を基金に積み立てます。

本委員会としましても、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（半田雄三君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 大庭きみ子君降壇）

○議長（半田雄三君） それでは、第47号議案令和3年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第47号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第49号議案令和3年度朝倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第49号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第50号議案令和3年度朝倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第50号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第51号議案令和3年度朝倉市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議

題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第51号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第57号議案令和4年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第57号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第58号議案令和4年度朝倉市介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第58号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第48号議案ほか11件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

(建設経済常任委員長 浅尾静二君登壇)

○建設経済常任委員長(浅尾静二君) ただいま議題となりました第48号議案ほか11件につきまして慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に報告します。

まず、第48号議案令和3年度朝倉市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

現在、給水人口は184人で前年度から7人減少し、年間総配水量は2万4,065立方メートルで、前年度から1万72立方メートル減少しています。

矢野竹地区については上水道に接続を行い、矢野竹簡易水道を廃止しています。また、寺内簡易水道については資産評価等の事務を行い、令和4年度から地方公営企業会計への移行準備を行ったとのことです。

歳入の主なものとしましては、簡易水道・住宅水道使用料168万円、簡易水道基金繰入金276万2,000円、一般会計繰入金265万8,000円です。

歳出の主なものとしましては、住宅水道管理費80万1,000円、簡易水道管理費324万2,000円、寺内簡易水道管理費59万6,000円、水道管理総務費190万5,000円で、内訳は、水質検査に係る手数料やポンプ等の修繕費及び窓口業務委託料です。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第52号議案令和3年度朝倉市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

歳入歳出決算総額は50万7,000円となっています。本会計は、優良企業の誘致を推進するための工業団地造成を行い、企業誘致による市民の雇用の場の確保と生活の安定を図り、市経済をより活力あるものにすることを目的としています。

造成地は既に売却済みとなっており、現在行っている業務は、鳥集院工業団地内の市有地部分の管理と水質検査です。

令和3年度の歳入については、一般会計繰入金及び工業用地敷地使用料50万7,000円です。

歳出については、調整池からの放流水の水質検査委託料、市有地部分の草刈りや清掃管理業務及び樹木伐採業務委託料で50万7,000円です。なお、水質検査の結果は問題なしとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第53号議案令和3年度朝倉市工業用水道事業の利益の処分及び決算の認定についてです。

まず、収益的収入及び支出については、収益的収入は1億4,676万2,000円で、キンビール工場からの水道料金が主なものです。収益的支出は1億1,118万7,000円で、職員の人件費、両筑平野用水施設管理費負担金及び固定資産減価償却費が主なものです。

次に、資本的収入及び支出については、資本的収入は2,560万4,000円で、令和3年度に施工した水管橋撤去工事に要した費用に係るキンビールからの負担金です。資本的支出は5,785万7,000円で、水管橋撤去工事費が主なものです。また、当年度の未処分利益剰余金3,324万7,000円については、全額を減債積立基金として処分するとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、第54号議案令和3年度朝倉市水道事業決算の認定についてです。

まず、収益的収入及び支出について、収益的収入は6億645万6,000円で、水道料金や水道加入金、繰入金及び長期前受金戻入が主なものです。収益的支出は5億8,020万4,000円で、職員の人件費、県南広域水道企業団朝倉系送水施設建設負担金や受水費、窓口業務委託、杷木浄水場維持管理費及び固定資産減価償却費が主なものです。

次に、資本的収入及び支出について、資本的収入は1億7,663万1,000円で、水道管布設工事に係る企業債と県保証金、企業債元金負担金及び企業債償還金が主なものです。

資本的支出は2億7,618万8,000円で、配水管布設、浄水場のポンプ更新及び災害復旧工事費が主なものです。また、資本的収入額が資本的支出額に不足する9,955万7,000円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額59万6,000円及び過年度分損益勘定留保資金9,896万円で補填しています。

なお、当年度純利益は1,733万2,000円となり、当年度未処分利益剰余金も同額となっています。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第55号議案令和3年度朝倉市下水道事業の利益の処分及び決算の認定についてです。

まず、収益的収入及び支出について、収益的収入は24億152万4,000円で、下水道使用料、一般会計からの繰入金及び長期前受金戻入が主なものです。収益的支出は20億593万7,000円で、マンホールポンプや処理場の維持管理費、汚泥の運搬費、浄化槽の維持管理費、職員の人件費、窓口業務委託料、流域下水道維持管理負担金及び固定資産減価償却費が主なものです。

次に、資本的収入及び支出について、資本的収入は15億5,066万4,000円で、下水道事業債、下水道工事等に伴う受益者負担金、河川災害復旧に伴う下水道管布設替補償金、国からの交付金及び一般会計からの繰入金が主なものです。資本的支出は23億6,091万6,000円で、職員の人件費、工事詳細設計委託料、工事請負費及び流域下水道事業建設等の負担金が主なものです。

令和3年度の下水道工事実績は、流域関連公共下水道事業では、下水道管布設を6,282メートル、特定環境保全公共下水道事業では2,344メートルを整備しました。さらに、河川災害復旧に伴う下水道管布設替工事については、朝倉地域の7か所の工事を実施しています。

なお、資本的収入額が、資本的支出額に不足する額8億1,025万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,972万2,000円、過年度分損益勘定留保資金2,264万8,000円、当年度分損益勘定留保資金4億6,185万6,000円及び当年度利益剰余金2億4,602万3,000円で補填しています。

また、当年度の未処分利益剰余金が3億469万1,000円となり5,866万7,000円を減債積立金とし、2億4,602万3,000円を組入資本金として処分するとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、第59号議案令和4年度朝倉市水道事業会計補正予算（第2号）についてです。

資本的収入について、工事費の増額を伴う企業債の増額により1,400万円を増額補正するものです。資本的支出については、杷木地域、県道八女・香春線道路改良工事に伴う配水管布設替工事により、建設工事費1,400万円を増額補正するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第62号議案朝倉市川の駅原鶴条例の一部を改正する条例の制定についてです。

川の駅原鶴のパークゴルフ場は、平成29年7月九州北部豪雨以降、毎年のように被災する状況から、A、B、Cの3コースあるうち、A、Bの2コース、18ホールにつきましては復旧を断念し、Cコースの9ホールのみ簡易な復旧をすることとしています。

この方針に従い、条例で規定する使用料について変更を行うものです。

改正の内容については、第7条において、これまでパークゴルフ場では使用料を徴収していましたが、規模が縮小しCコースのみの9ホールとなり、公園のように利用者が自由に利用できる状況が望ましいとの理由から、コース使用料は無料とするものです。なお、コース使用料は無料としますが、クラブやボール等の用具については引き続き貸出しを続けるため、新たな料金設定がなされています。

審査に当たり、委員会からは、廃止するA、Bコースの今後の活用方法についてただしました。

執行部によると、A、Bコースについても今後も占有を継続しながら、活用方法について地元と協議していくとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第63号議案朝倉市マウンテンバイクパーク条例の制定についてです。

本件は、交流人口の拡大と市民の健康増進、水源地保全への理解を深めることを目的として、小石原川ダム建設の際に、ダム本体の核となる材料を掘削した山、通称コア山と称していた場所をマウンテンバイクが体験できる施設として活用するに当たり、条例を制定するものです。

マウンテンバイクパークは、ダム工事に伴う樹木伐採時の作業道路をそのまま利用したものであり、難易度としては中級者以上のレベルとなっていますが、初心者が練習できる初級コースも設置されています。コースでの安全対策として、飛び出し防止の盛土や転落防止用のネットが設置されています。また、事故の際の保険については、利用者本人が加

入している保険を適用することが原則であるものの、別途市でも加入しているとのことです。

条例の主な内容は、マウンテンバイクパークのオープンは令和4年10月1日で、施設の利用については無料開放とし、休園日の設定もありません。ただし、利用時間については4月から10月までは午前9時から午後6時まで、11月から3月までは午前9時から午後5時までとされています。その他、禁止行為、利用の制限、独占的に使用する際の使用料等、市内の他の公園と同様の措置が規定されています。

このマウンテンバイクパークの特徴として、九州内でも上位に位置する広さであること、江川ダムと小石原川ダムの2つのダムを見下ろす絶景を有すること、国道500号に隣接した立地のよさが挙げられます。

今後の活用策として、施設を活用したイベントやマウンテンバイク教室の開催等を通じて、競技人口の拡大と利用者増を図っていくとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第65号議案市道路線の認定についてです。

市道名、後第5号線、延長95.8メートル、幅員6.0メートルから11.8メートルです。

当路線は、朝倉市土地開発指導要綱に基づく開発行為により整備された道路施設として移管を受けたため、市道の認定を行うものです。

委員会では現地調査を行い、延長や幅員等が認定基準に合致することなどを確認し、宅地分譲地の造成などを含む道路の整備について詳細な説明を受け、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第66号議案字の区域の変更について（疣目川流域地区）から第68号議案字の区域の変更について（奈良ヶ谷川流域地区）までの3議案については関連がありますので、併せて報告いたします。

市営土地改良（区画整理）事業に伴い、字の区域を変更する必要性が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求められたものです。これは土地改良事業を実施した場合、従前の境界を新しい区画や地形に合わせて登記し直す必要があるため、境界の変更をするものです。

第66号議案（疣目川流域地区）については、場所は黒川地内で、当地区は工事に令和2年6月に着工し、令和4年6月に完了しております。具体的には、黒川字疣目の区域から区域の一部を黒川字向原に編入、また黒川字向原、字大北の区域の一部等を黒川字疣目に編入します。

第67号議案（桂川流域下須川・下比地区）については、場所は須川・比良松地内で、当地区は工事に令和2年12月に着工し、令和4年7月に完了しております。

具体的には、須川字下別所の区域の一部を比良松字上川原に編入し、比良松字上川原及

び須川字向別所の区域の一部等を須川字下別所に編入します。

第68号議案（奈良ヶ谷川流域地区）については、場所は山田地内で、当地区は工事に令和2年12月に着工し、令和4年7月に完了しております。

具体的には、山田字通堂の区域の一部を山田字久保田に編入、また山田字久保田の区域の一部等を山田字通堂に編入します。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過と結論です。本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（半田雄三君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 以上で、建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 浅尾静二君降壇）

○議長（半田雄三君） それでは、第48号議案令和3年度朝倉市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第48号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第52号議案令和3年度朝倉市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第52号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第53号議案令和3年度朝倉市工業用水道事業の利益の処分及び決算の認定につい

てを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決及び認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第53号議案は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、第54号議案令和3年度朝倉市水道事業決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第54号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第55号議案令和3年度朝倉市下水道事業の利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決及び認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第55号議案は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、第59号議案令和4年度朝倉市水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第59号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第62号議案朝倉市川の駅原鶴条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第62号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第63号議案朝倉市マウンテンバイクパーク条例の制定について議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第63号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第65号議案市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第65号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第66号議案字の区域の変更について（疣目川流域地区）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第66号議案は原案のとおり可決

されました。

次に、第67号議案字の区域の変更について（桂川流域下須川・下比地区）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第67号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第68号議案字の区域の変更について（奈良ヶ谷川流域地区）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第68号議案は原案のとおり可決されました。

次に、決算審査特別委員会に付託していた第46号議案を議題とし、決算審査特別委員長の報告を求めます。決算審査特別委員長。

（決算審査特別委員長 小島清人君登壇）

○決算審査特別委員長（小島清人君） ただいま議題となりました第46号議案令和3年度朝倉市一般会計歳入歳出決算の認定についてにつきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

令和3年度の一般会計の決算は、歳入総額424億1,415万7,000円、歳出総額407億192万8,000円と歳入歳出ともに前年度を下回る決算となっており、実質収支は9億6,143万8,000円の黒字決算となっております。

本件につきましては、議長を除く全議員で予算の執行が議会の議決・法令等に従って適正かつ効率的に行われ、市民の福祉増進に役立ったかどうか、あるいは議会における意見等の趣旨が十分生かされているかといった観点から、鋭意審査を行いました。歳入歳出ともに前年度を大きく下回る決算になりましたが、これは令和2年度に実施された特別定額給付金給付事業や小中学校ICT環境整備事業など、新型コロナウイルス感染症対策事業費等が減少したことによるものです。

歳入においては、市税では新型コロナウイルス感染症の影響等により個人・法人市民税

等が減少しています。地方交付税では、普通交付税及び臨時財政対策債において個人・法人市民税が減少したこと、災害復旧費の公債費算入増、地域デジタル社会推進費の創設、臨時経済対策費及び臨時財政対策債償還基金費が、臨時創設されたことなどにより増額になっています。特別交付税においては、通年災の加算が終了したことにより大幅に減少したものの、被災前と比較すると5億円ほど増額交付になっています。

歳出では、扶助費等義務的経費が増えていますが、これは新型コロナウイルス感染症に関連した国の施策によるものでもあること、公債費については将来負担を考慮し、任意繰上償還を行っていることを確認しました。また、未だ災害復旧事業などに取り組む中、令和3年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策や経済対策等において、国県の支援策とともに市独自でも地方創生臨時交付金を活用した様々な支援策を講じているほか、本市の産業、福祉、教育など、幅広い事業が実施されており、審査の中で安心安全な市民生活の確保のために取り組まれたことを確認しました。

特別交付税は大幅に減額になりましたが、令和3年度も約24億3,800万円という多額のふるさと応援寄附金をいただいたことや、普通交付税の増などにより財政調整基金を取崩すことなく、基金の令和3年度末現在高も184億8,032万円となっています。

歳出においても公債費の任意繰上償還を行うなど、堅実な財政運営が行われ、予算に基づく適切な事業実施が行われたものと確認しました。

新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見通せない中、災害復旧・復興、地方創生、人口対策など、取り組むべき事業は多く厳しい財政状況は続いていくと思われま

す。この決算から見える課題を見極め、行政改革や行政評価に基づくさらなる事業の優先性や効果的な行財政運営に努めていただくことを確認し、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論でございます。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の結論に御賛同賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（半田雄三君） 補足説明があれば承ります。12番柴山議員。

○12番（柴山恭子君） 人口対策ではなく、人口減少対策となっております。

○議長（半田雄三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 以上で、決算審査特別委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（決算審査特別委員長 小島清人君降壇）

○議長（半田雄三君） それでは、第46号議案令和3年度朝倉市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第46号議案は原案のとおり認定をされました。

次に、総務文教常任委員会に付託していた4請願第2号を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

(総務文教常任委員長 柴山恭子君登壇)

○総務文教常任委員長(柴山恭子君) ただいま議題となりました4請願第2号「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」にかかわる意見書の提出を求める請願書につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

審査に当たりましては執行部の出席を求め、本件に関連する全国都市教育長協議会の状況等について説明を受けました。執行部によりますと、全国都市教育長会議において作成された決議の中に、義務教育制度の根幹を維持するとともに、義務教育費国庫負担制度の堅持を期すること、及び少人数学級や障がいの多様化、教員の長時間勤務の改善に対応した次期公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の策定を期することが明記され、併せて令和5年度文教に関する国の施策並びに予算についての陳情が提出されています。執行部としても、教育の機会均等と教育水準の維持・向上を図る観点から、本請願書の内容については賛同できるとのことです。

審査に当たりましては、市内の学校における教員配備の状況についてただしました。執行部によりますと、例えば児童数減で複式学級になった学校では、定数減により増加するであろう教員の負担を軽減するため、市の財源で非常勤職員を雇用し、担任教員のサポートを行なっている現状があるとのことです。

本委員会としましては、本請願の内容を教育環境の改善に必要であると認め、その趣旨に賛同し、全員異議なく採択すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同を賜りますようお願いいたします。なお、御賛同を賜れば、本請願の趣旨に基づいた意見書案を後ほど提出したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長(半田雄三君) 補足説明があれば承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

(総務文教常任委員長 柴山恭子君降壇)

○議長(半田雄三君) それでは、4請願第2号「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」にかかわる意見書の提出を求める請願書を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、4請願第2号は採択することに決しました。

次に、第56号議案の審議を行います。議案書をお開きください。

それでは、第56号議案令和4年度朝倉市一般会計補正予算(第3号)についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第56号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第69号議案の審議を行います。議案書2をお開きください。

それでは、第69号議案令和4年度朝倉市一般会計補正予算(第4号)についてを議題とし討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第69号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第70号議案人権擁護委員の候補者の推薦についてから、第72号議案人権擁護委員の候補者の推薦についてまでの3件を議題とし、一括して討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

これより、第70号議案から第72号議案までの3件を一括して採決いたします。第70号議案から第72号議案までの3件は、原案のとおり全て同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第70号議案から第72号議案までの3件は原案のとおり全て同意されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後1時零分再開

○議長(半田雄三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、追加議案の上程を行います。意見書案第3号をお開きください。

本日、総務文教常任委員会から意見書案1件、議会運営委員会から発議案1件が提出されました。これらを一括上程し、まず意見書案第3号について、総務文教常任委員長に提案理由の説明を求めます。総務文教常任委員長。

(総務文教常任委員長 柴山恭子君登壇)

○総務文教常任委員長(柴山恭子君) それでは意見書案第3号につきまして、委員会を代表し提案理由を簡潔に御説明いたします。

意見書案の内容につきましては、お手元に配付のとおりであります。先ほど本会議で採択されました4請願第2号「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」にかかわる意見書の提出を求める請願書の趣旨に沿いまして、提出した次第です。

なにとぞ御賛同を賜り、御議決いただきますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長(半田雄三君) 補足説明があれば承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 以上で、総務文教常任委員長の説明を終わります。

(総務文教常任委員長 柴山恭子君降壇)

○議長(半田雄三君) お諮りします。発議案第1号については提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

以上で、提案理由の説明が終わりました。

議案考案のため、暫時休憩いたします。その場でお願いいたします。

午後1時3分休憩

午後1時4分再開

○議長（半田雄三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより追加議案の質疑を行います。質疑は申し合わせにより、同一議案について1人3回までとなっております。御了承願います。

意見書案第3号をお開きください。

それでは、意見書案第3号「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」を求める意見書の提出についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて本件の質疑を終了いたします。

お諮りします。発議案第1号については質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、追加議案の質疑は終わりました。

次に、追加議案の委員会付託を行います。

お諮りします。意見書案第3号、発議案第1号については、会議規則第35条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、意見書案第3号「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」を求める意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。発議案第1号については、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、発議案第1号議員の派遣についてを議題とし、採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま可決された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

閉会中の継続審査についてをお開きください。

次に、タブレットに掲載のとおり、建設経済常任委員長から委員会条例第36条の規定のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。建設経済常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて、令和4年第5回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午後1時7分開会